

## 「自治基本条例」に係る個別項目の検討

整理番号	項目名
12-2	改正等/条例の見直し

### ■項目の趣旨

○この条例の見直し手続について明らかにするもの。

※今回の議論の結果を受けて再検討

### ■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

見直し規定については議論なし

○改正手続に関するこれまでの代表者会・市議会の意見

・第16回代表者会の配布の資料10～資料13を参照

・第16回代表者会での自治基本条例の姿のイメージは次頁のとおり

（具体的な改正手続は見直し規定とセットでの検討が必要）

### ■今後の検討課題・論点等

○第16回代表者会の議論の結果（めざすべき自治基本条例の姿…「発展性」と「慎重性」を兼ね備えたもの）を踏まえた上で、制定後の「見直し」「改正」の具体的な手続をどうするか。

※資料3により、下記論点を検討する。

論点1：条例の見直しについて、市民・議会・市長の「責務と権利」を踏まえると、どのような仕組み・規定が必要か。

- ①見直しの目的
- ②見直しの主体
- ③見直しの体制及び方法
- ④見直しの期間（頻度）

論点2：改正手続での「市長の意思による発議」における、市民の意見聴取についての要否と、必要な場合の仕組み（審議会・委員会など）と規定をどうするか。

- ①制度の要否
- ②（必要な場合）機関を設置する場合の正当性・代表性の確保
- ③（②で機関を設置する場合）見直し手続との関連をどうするか

論点3：改正手続での市民発議の仕組みとして、「新たな直接請求制度」の創設についての要否と、必要な場合の仕組みと規定をどうするか。

- ①制度の要否
- ②（必要な場合）連署の数と、意見提出後の市長の取り扱い
- ③（論点2で機関を設置する場合）市長の意見聴取の要否

論点4：軽微な変更を行う際の手続と規定をどうするか。

- ①軽微な場合の判定の基準と主体をどうするか
- ②軽微な変更の手続をどうするか。

論点5：条例の進捗管理が必要か。また、必要な場合は、具体的な手法をどうするか。

### 参考 自治基本条例の姿のイメージ

※第16回会議での議論の結果を踏まえたものを事務局にて整理

